貝障福第861号

令和３年１月14日

貝塚市　地域生活支援事業サービス

移動支援提供事業者　様

貝塚市役所福祉部

障害福祉課長

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る**

**移動支援の取扱いについて**

平素は、新型コロナウイルス感染症への対応にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和３年１月14日から令和３年２月７日までの間、大阪府全域が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく、緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

緊急事態宣言中の移動支援については、添付いたしました令和２年３月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」による取扱いをさせて頂きます。

なお、同事務連絡に基づき、移動支援に代えて居宅等での支援を提供する場合は、貝塚市へ報告をお願いいたします。

【適用期間】　緊急事態宣言が解除されるまで

　　但し、国または大阪府より新たな通知が発出された場合は、取扱いを変更する場合があります。

問合せ先

障害福祉課

電話：072-433-7012